

浅口市空家等の適正管理に関する規則

平成30年 6 月28日

規則第21号

改正 令和 7 年 6 月 3 日規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)、空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則(平成27年総務省・国土交通省令第1号)及び浅口市空家等の適正管理に関する条例(平成30年浅口市条例第17号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、空家等の適正な管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(管理不全空家等及び特定空家等の認定基準)

第3条 法第13条第1項に規定する管理不全空家等及び法第2条第2項に規定する特定空家等であることを判断、認定するに当たっては、市長が別に定める「浅口市管理不全等及び特定空家等の判断基準」を用いて、総合的に判断するものとする。

(立入調査)

第4条 法第9条第3項本文の規定による通知は、立入調査実施通知書(様式第1号)により、空家等の所有者等に対し、立入調査の対象、趣旨及び日時その他必要な事項を通知するものとする。

2 法第9条第4項に規定する身分を示す証明書は、立入調査職員証(様式第2号)とする。

(助言又は指導)

第5条 法第13条第1項及び法第22条第1項の規定による助言は、原則として口頭により行うものとする。

2 法第13条第1項の規定による指導は管理不全空家等に関する指導書(様式第3号)により、法第22条第1項の規定による指導は特定空家等に関する指導書(様式第4号)により行うものとする。

(勧告)

第6条 法第13条第2項の規定による勧告は管理不全空家等に関する勧告書(様式第5号)により、法第22条第2項の規定による勧告は特定空家等に関する勧告書(様式第6号)により行うものとする。

(命令)

第7条 法第22条第3項の規定による命令は、命令書(様式第7号)により行うも

のとする。

- 2 法第22条第4項の規定による事前通知は、命令に係る事前通知書(様式第8号)により行うものとする。
- 3 法第22条第4項の規定による意見書の提出は、命令に係る意見書(様式第9号)により行うものとする。
- 4 法第22条第3項の規定による命令を行う場合における同条第5項の規定による意見の聴取の請求は、公開による意見聴取請求書(様式第10号)により行うものとする。
- 5 法第22条第7項の規定による公告は、様式第11号により行うものとする。
- 6 法第22条第11項の規定による公示は、標識(様式第12号)により行うものとする。
- 7 空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則に規定する方法は、浅口市公告式条例(平成18年浅口市条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場(以下「掲示場」という。)への掲示とする。

(戒告)

第8条 法第22条第9項の規定による代執行を行う場合における、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項の規定による戒告は、戒告書(様式第13号)により行うものとする。

(代執行令書)

第9条 法第22条第9項の規定による代執行を行う場合における、行政代執行法第3条第2項の代執行令書の様式は、様式第14号のとおりとする。

(証票)

第10条 法第22条第9項の規定による代執行を行う場合における、行政代執行法第4条の執行責任者たる本人であることを示すべき証票は、執行責任者証(様式第15号)とする。

(事前公告)

第11条 法第22条第10項の規定による措置を行う場合における、事前の公告は、様式第16号により行うものとする。

(緊急安全措置)

第12条 条例第9条の規定により緊急安全措置をとるときは、緊急安全措置同意書兼誓約書(様式第17号)により、同意を得るものとする。ただし、特定空家等の所有者等(以下本条において単に「所有者等」という。)の特定若しくは所有者等との折衝に時間を要する場合又は過失がなくて所有者等を確知することができない場合は、この限りでない。

- 2 市長は、条例第9条第2項ただし書の規定により、次に掲げる理由があると認めるときは、同条第1項の規定による緊急安全措置に要した費用を、当該措

置に係る所有者等に請求しないものとする。

- (1) 当該所有者等の死亡、失踪、行方不明その他これに準ずる事情により、当該費用の支払に係る債務の履行の見込みがないこと。
- (2) 当該所有者等が、当該措置に係る空家等に係る土地、建物等以外の財産を有せず、貧困により生活のため公私の扶助を受け、当該財産の相続人となるべき者の援助が得られない相当な理由がある者であること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める理由があること。

(公示による通知)

第13条 市長は、法、条例及びこの規則の規定により通知をする場合において、通知を受けるべき空家等の所有者等の所在が判明しない場合においては、公示による通知を行うことができる。

- 2 公示による通知は、市長が通知すべき書類を保管し、通知を受けるべき者にいつでも交付する旨を掲示場に掲示して行うものとする。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年6月3日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

第 年 月 日 号

様

浅口市長



立入調査実施通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり立入調査を実施しますので、法第9条第3項本文の規定により通知します。

なお、法第30条第2項の規定により立入調査を拒み、妨げ、忌避した場合は、20万円以下の過料に処せられます。

記

- 1 立入調査の対象
- 2 立入調査の趣旨及び内容
- 3 立入調査の日時
- 4 その他

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)(抜粋)

(立入調査等)

第9条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(中略)

(過料)

第30条(第1項略)

2 第9条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、忌避した者は、20万円以下の過料に処する。

様式第2号)

(表面)

第 号	
立入調査職員証	
所属	
職名	
氏名	
生年月日	年 月 日
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。	
年 月 日交付(年 月 日まで有効)	
浅口市長	
印	

(裏面)

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)(抜粋)
第9条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。
2 市町村長は、第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
注意 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

第 号
年 月 日

様

浅口市長



管理不全空家等に関する指導書

あなたの所有又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第13条第1項に定める「管理不全空家等」に該当すると認められました。

ついては、下記のとおり当該管理不全空家等が法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう、法第13条第1項の規定に基づき指導します。

記

1 対象となる管理不全空家等

所在地

所有者の住所及び氏名

2 指導に係る措置の内容

3 指導の責任者 浅口市 部 課長

4 措置の期限

年 月 日

注

- 1 上記2の措置を実施した場合は、管理不全空家等改善報告書にて、遅滞なく上記3の者まで報告をしてください。
- 2 正当な理由がなく上記2の措置をとらなかった場合は、法第13条第2項の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することがあります。
- 3 上記1の管理不全空家等に係る敷地が、地方税法(昭和25年法律第226号)第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

第 号
年 月 日

様

浅口市長



特定空家等に関する指導書

あなたが所有又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第 2 条第 2 項に定める「特定空家等」に該当すると認められました。ついては、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第22条第 1 項の規定に基づき指導します。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
所有者の住所及び氏名
- 2 指導に係る措置の内容
- 3 指導の責任者 浅口市 部 課長
- 4 措置の期限

注

- 1 上記 4 の期限までに上記 2 の措置を実施した場合は、特定空家等改善報告書にて、遅滞なく上記 3 の者まで報告をしてください。
- 2 上記 4 の期限までに正当な理由なく上記 2 の措置をとらなかった場合は、法第 22 条第 2 項の規定に基づき、当該措置に関する勧告を行うことがあります。
- 3 上記 1 の特定空家等に係る敷地が、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 349 条の 3 の 2 又は同法第 702 条の 3 の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

第 号
年 月 日

様

浅口市長



管理不全空家等に関する勧告書

あなたが所有又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第13条第1項に定める「管理不全空家等」に該当すると認められたため、年 月 日付け 第 号により、あなたに対して対策を講ずるよう指導してきたところですが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに当該管理不全空家等が法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう、法第13条第2項の規定に基づき勧告します。

記

1 対象となる管理不全空家等

所在地

所有者の住所及び氏名

2 勧告に係る措置の内容

3 勧告に至った事由

4 勧告の責任者

5 措置の期限 年 月 日

注

- 1 上記2の措置を実施した場合は、管理不全空家等改善報告書にて、遅滞なく上記4の者まで報告してください。
- 2 上記1の管理不全空家等に係る敷地が、地方税法(昭和25年法律第226号)第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
- 3 上記2の措置が実施されず、法第2条第2項に定める「特定空家等」になった場合、必要に応じて、法第22条に基づき、必要な措置をとることとなります。

第 号
年 月 日

様

浅口市長



特定空家等に関する勧告書

あなたが所有又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、年 月 日付け 第 号により、あなたに対して必要な措置を講ずるよう指導を行ってきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第14条第2項の規定に基づき勧告します。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
所有者の住所及び氏名

- 2 勧告に係る措置の内容

- 3 勧告に至った事由

- 4 勧告の責任者

- 5 措置の期限 年 月 日

注

- 1 上記5の期限までに、上記2の措置を実施した場合は、特定空家等改善報告書にて、遅滞なく上記4の者まで報告してください。
- 2 上記5の期限までに正当な理由がなく上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第22条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
- 3 上記1の特定空家等に係る敷地が、地方税法(昭和25年法律第226号)第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
- 4 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続きに移行することがあります。

第 年 月 日 号

様

浅口市長



命 令 書

下記空家等について、空家等対策に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する「特定空家等」とであると認められたため、 年 月 日付け 第 号により、法第22条第3項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされていませんでした。

については、下記のとおり措置を取ることを命令します。

記

1 対象となる特定空家等
所在地
所有者の住所及び氏名

2 措置の内容

3 命ずるに至った事由

4 命令の責任者

5 措置の期限 年 月 日

注

- 1 上記5の期限までに、上記2の措置を実施した場合は、特定空家等改善報告書にて、遅滞なく上記4の者まで報告してください。
- 2 本命令に違反した場合は、法第30条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- 3 上記5の期限までに正当な理由がなく上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第22条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続きに移行することがあります。
- 4 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続きに移行することがあります。

[教示]

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、浅口市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、浅口市を被告として(訴訟において浅口市を代表する者は浅口市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

様

浅口市長



命令に係る事前通知書

下記空家等について、空家等対策に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する「特定空家等」とであると認められたため、

年 月 日付け 第 号により、必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第22条第3項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することになりますので通知します。

なお、あなたは、法第22条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、浅口市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
所有者の住所及び氏名
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先
浅口市 課長 宛
送付先
- 5 意見書の提出期限 年 月 日

注

- 1 上記2の措置を実施した場合は、特定空家等改善報告書にて、遅滞なく上記4の者まで報告をしてください。
- 2 災害その他非常の場合においては、法22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続きに移行することがあります。

様式第9号(第7条関係)

年 月 日

浅口市長

殿

弁明者

住所

氏名

電話番号

(法人にあつては、主たる事務所又は事業所の
所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

命令に係る意見書

年 月 日付け 第 号で通知のあった命令に係る事前の通知について、
空家等の推進に関する特別措置法第22条第4項に基づき、下記のとおり意見します。

【意見の内容】

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付してください。
- 2 証拠書類等があるときは、添付してください。

年 月 日

浅口市長 殿

請求者
住所
氏名
電話番号
(法人にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

公開による意見聴取請求書

年 月 日付け 第 号で通知のあった命令に係る事前の通知について、
空家等の推進に関する特別措置法第22条第5項の規定に基づき、公開による意見の聴取を請求します。

様式第11号(第7条関係)

公告

空家等の推進に関する特別措置法第22条第7項の規定により、公開による意見の聴取を行うため、次のとおり公告する。

年 月 日

浅口市長



1 命じようとする措置の内容

2 意見の聴取の期日及び場所

期 日

場 所

3 担当課

住 所

所 属

連絡先

様式第12号(第7条関係)

標 識

下記特定空家等の所有者等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第3項の規定に基づき措置をとることを 年 月 日付け 第 号により、命ぜられています。

記

1 対象となる特定空家等
所在地
用 途

2 措置の内容

3 命ずるに至った事由

4 命令の責任者 浅口市 課長
連絡先

5 措置の期限 年 月 日

第 号
年 月 日

様

浅口市長



戒 告 書

あなたに対し 年 月 日付け 第 号により下記特定空家等の下記措置を行うよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第22条第9項の規定に基づき、下記特定空家等の下記措置を執行しますので、行政代執行法(昭和23年法律第143号)第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1 特定空家等

(1) 所在地

(2) 用 途

(3) 構 造 造 建

(4) 規 模 建築面積 約 m²

延べ床面積 約 m²

(5) 所有者の住所及び氏名

2 措置の内容

[教示]

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、浅口市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、浅口市を被告として(訴訟において浅口市を代表する者は浅口市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

様

浅口市長



代執行令書

あなたに対し、 年 月 日付け 第 号によりあなたの所有する下記特定空家等について下記措置を 月 日までに行うよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第22条第9項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法(昭和23年法律第143号)第3条第2項の規定により通知します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

- 1 年 月 日付け 第 号により戒告した措置の内容
- 2 代執行の対象となる特定空家等
- (1) 所在地
- (2) 用 途
- (3) 構 造 造 建
- (4) 規 模 建築面積 約 m²
延べ床面積 約 m²
- 3 代執行の時期
- 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 代執行の執行責任者
- 浅口市 部 課長
- 5 代執行に要する費用の概算見積額
- 約 円

[教示]

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、浅口市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、浅口市を被告として(訴訟において浅口市を代表する者は浅口市長となります。)、処分の取消

しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第15号(第10条関係)

(表面)

第 号	
執行責任者証	
所属 職名 氏名 生年月日 年 月 日	
上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証明する。 年 月 日交付	
浅口市長 記	
印	
1 代執行をなすべき事項 代執行令書(年 月 日付け 第 号)記載の 市 町 番地の建築物の除却	
2 代執行をなすべき時期 年 月 日から 年 月 日までの間	

(裏面)

空家等の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)(抜粋) 第22条 9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
行政代執行法(昭和23年法律第43号)(抜粋) 第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。
注意 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

様式第16号(第11条関係)

公告

下記特定空家等の所有者等が確知できないため、期限までに下記措置が行われない場合は、空家等の推進に関する特別措置法第22条第10項の規定により、下記のとおり措置を行うことを公告する。

年 月 日

浅口市長



記

- 1 対象となる特定空家等
- 所在地
- 用 途

- 2 措置の内容

- 3 措置の期限
- 年 月 日

- 4 担当課
- 所在地
- 課 名
- 連絡先

年 月 日

緊急安全措置同意書兼誓約書

浅口市長 殿

住所
氏名
電話番号

私が管理する下記空家等について、その危険な状態を回避するため、下記のとおり浅口市空家等の適正管理に関する条例第9条第1項の規定に基づく緊急安全措置を浅口市長がとることに同意します。

また、当該措置に要した費用の負担については、浅口市と協議することを誓約します。

記

- 1 対象となる空家等
所在地

用 途

所有者の住所及び氏名

- 2 緊急安全措置の内容

- 3 緊急安全措置に要する概算見積額

円

- 4 その他